

平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 6 月 15 日改正
平成 26 年 5 月 8 日改正
平成 26 年 7 月 12 日改正
平成 28 年 5 月 12 日改正

一般社団法人滋賀県薬剤師会定款施行細則

第 1 条 定款第 6 条第 2 項に規定する本会の認めた地域又は職域の薬剤師会は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人大津市薬剤師会
- (2) 一般社団法人びわこ薬剤師会
- (3) 守山野洲薬剤師会
- (4) 甲賀湖南薬剤師会
- (5) 東近江薬剤師会
- (6) 一般社団法人八幡蒲生薬剤師会
- (7) 一般社団法人彦根薬剤師会
- (8) 一般社団法人湖北薬剤師会
- (9) 高島市薬剤師会
- (10) 滋賀製薬薬剤師会
- (11) 県薬病診支部
- (12) 滋賀県保健衛生薬剤師会
- (13) 滋賀卸薬剤師会

第 2 条 定款第 2 1 条に規定する役員は、2 年以上本会の正会員である者でなければならない。但し、正会員以外から選任された監事はこの限りでない。

第 3 条 定款第 2 2 条第 3 項に規定する会長候補者の推薦手続きについては、別に定める。

第 4 条 定款第 2 9 条に規定する顧問は会員外の学識経験者の中から、相談役は本会の会長経験者及びこれに準ずる会員の中から委嘱する。

第 5 条 定款第 3 7 条第 1 項の規定により設置する職域部会は、次のとおりとする。

- (1) 学校薬剤師部会
- (2) 製薬薬剤師部会
- (3) 病診薬剤師部会
- (4) 行政部会
- (5) 卸薬剤師部会

第6条 定款第38条第1項の規定により設置する常設の委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務財務委員会
- (2) 学術情報委員会
- (3) 薬学教育委員会
- (4) 医療保険委員会
- (5) 一般用医薬品委員会
- (6) 職能対策委員会
- (7) 介護福祉委員会
- (8) 地域保健委員会
- (9) 会営薬局管理運営委員会
- (10) 災害（緊急）医療対策委員会

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

第8条 この細則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、一般社団法人滋賀県薬剤師会の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年5月8日に改正し、平成26年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月12日に改正し、平成28年6月11日から施行する。